

令和6年度第1回保険講習会報告

令和6年4月27日(土) 東京都歯科医師会国保ご担当、松尾豊先生をお招きし、第1回保険講習会を開催いたしました。今回の改定は追加、変更された項目が多く非常に盛沢山の内容でしたが、大変分かりやすくご講演いただきました。

今回改定の主要項目といたしまして特掲診療料の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」があります。こちらは厚労省、日本歯科医師会、東京都歯科医師会が大変力を入れているものとなりますので、施設基準の届出に際し煩雑に感じられるところもあるかと思いますが、積極的に算定していただければと思います。

また新規創設の施設基準、基本診療料、特掲診療料の中に「医療DX」という単語が出てきます。医療DXとは医療デジタルトランスフォーメーションの略で、医療の現場においてデジタル技術を活用し、効率や質を向上させる目的があります。現在、「オンライン資格確認」や「オンライン請求」等の導入が急速に広まっており、その普及をさらに促進させる狙いがあると考えられます。

大きな変更点としましては、歯科外来診療環境体制加算（外来環）が廃止され、歯科外来診療医療安全対策加算（外安全）と歯科外来診療感染対策加算（外感染）の2つに分けられました。外来環では歯科衛生士の配置が必須でしたが、今回の改定で外感染1においては「歯科衛生士」が「歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者」へと変更されました。必要項目が歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準（歯初診）と口腔外

バキュームのみなので、届出のハードルは下がったように思います。

「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「医療情報取得加算」、「医療DX推進体制整備加算」これらすべてを算定すると初診時で最大22点、再診時で最大6点の増点となります。さらに歯科外来診療医療安全対策加算（外安全）、歯科外来診療感染対策加算（外感染）を算定すると初診時で最大46点、再診時で最大10点の増点となりますので、体制を整備し施設基準の届出を行ってください。

今回ご講演いただきました松尾先生、講演会の準備をいただいた宮島様、熊谷様、委員の先生方、ありがとうございました。

保険担当 島津 大輔

